

令和8年度西東京市市税納税通知書送付用封筒に係る広告募集要項

西東京市では、地域経済の活性化と市の財源確保を図るため、「西東京市市税納税通知書送付用封筒の広告の掲載に関する事務取扱要綱」に基づき、令和8年度に使用する市税納税通知書送付用封筒に掲載する広告を下記のとおり募集します。

記

1 広告媒体

- (1) 個人市民税・都民税納税通知書送付用封筒（普通徴収分）（以下「市民税封筒」という。）
- (2) 固定資産税・都市計画税納税通知書送付用封筒（以下「資産税封筒」という。）
- (3) 軽自動車税納税通知書送付用封筒（以下「軽自動車税封筒」という。）

2 封筒の規格

- (1) 大きさ 縦12cm×横23cm
- (2) 印字色 市長が定める単色

3 広告の規格

- (1) 掲載位置 封筒の裏面（別紙「納税通知書送付用封筒裏面広告掲載イメージ」参照）
- (2) 掲載枠数 1箇所
- (3) 大きさ 縦5cm×横8cm四方以内（写真は不可）
- (4) 広告の色 市長が定める単色
- (5) 別紙「令和8年度西東京市市税納税通知書送付用広告付封筒仕様書」参照

4 広告の対象

- (1) 対象者 個人市民税・都民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の納税義務者
- (2) 対象地域 西東京市内全域（一部市外有り）

5 封筒の使用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

6 印刷枚数

169,000枚

内訳

市民税封筒：78,000枚 資産税封筒：71,000枚 軽自動車税封筒：20,000枚

※ 印刷枚数は、不足に対応するため若干余裕を見込んでいます。

7 広告掲載料

199,000円以上（最低募集価格）

最低募集価格以上の申込価格により、申込みしてください。

8 広告掲載の基準

広告掲載の基準は、別紙「西東京市広告掲載要綱第3」及び別紙「西東京市広告掲載基準」のとおりです。

9 申込方法

(1) 申込期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月31日（金）まで

※郵送可（期日までに必着）

(2) 申込書等

別紙「西東京市市税納税通知書送付用封筒広告掲載申込書」、会社概要、登記簿謄本（コピー可）、滞納がない旨の市税納税証明書（市外事業者のみ）、広告原稿

(3) 申込場所

下記18の問い合わせ先・提出先

10 広告主の決定

上記8に定める広告掲載の基準を満たすもののうち、申込価格が最も高いものを広告主とします。ただし、市税の納税義務者で、市税の滞納があるものを除きます。

11 申込結果の通知

結果の通知 令和7年11月下旬（予定）

※ すべての申込者に対して、通知（承認、不承認）を送付します。

12 広告料の納付時期

令和7年12月26日（金）

市が指定する納入通知書により納付していただきます。

13 広告主の責任

広告の内容に関する一切の責任は、広告主に負っていただきます。

14 広告掲載に関する負担及び広告原稿の提出

(1) 原稿の作成は、広告主の負担とする。

(2) 提出期限は、令和7年10月31日（金）まで（厳守）

(3) 原稿の形式は、データ形式又は紙ベースとする。

15 広告掲載の取消し

広告主の決定後、広告の内容に支障があると認めるとき、広告主が指定する期日までに広告の原稿を提出しなかったとき、又は広告掲載料を納付しなかったときは、広告主の決定を取り消すことがあります。

16 広告掲載料の還付

広告主を決定した後、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載が中止になったときは、広告掲載料の一部又は全部を還付するものとします。

17 その他

広告に係る疑義が生じた場合は、その都度協議により定めるものとします。

18 問い合わせ先・提出先

〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号

西東京市市民部市民税課市民税係（田無庁舎4階）

電話 042-464-1311（内線11321） 042-460-9827（ダイヤルイン）